

〔高砂市〕

定期報告を要する特定建築物及び特定建築設備

(1) 特定建築物

| 用 途 | | 特定建築物 | |
|-----|--|--|-----------------------------|
| | | 用途に供する規模等 | 報告の時期 |
| 1 | 劇場、映画館又は 演芸場 | 地階・F \geq 3（注1）、 A（注2） $>$ 200 m^2 又は主階が1階以外に あるもの | 3年ごと 平成32年 7月～10月 |
| 2 | 観覧場（注6）、 公会堂又は集会場 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 200 m^2 | |
| 3 | 病院、診療所（注7）又は児童福 祉施設等 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 300 m^2 又は A ₀ （注3） \geq 300 m^2 | |
| 4 | ホテル又は旅館 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 300 m^2 又は A ₂ （注5） \geq 300 m^2 | 3年ごと 平成30年 7月～10月 |
| 5 | 下宿、共同住宅又は寄宿舍 | F \geq 6かつ A（注2） $>$ 100 m^2 (Aは6F以上) | |
| | 共同住宅又は寄宿舍 (サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、障 害者グループホームに限る) | 地階・F \geq 3（注1）又は A ₂ （注5） \geq 300 m^2 | |
| 6 | 学校 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 2,000 m^2 | 3年ごと 平成31年 7月～10月 |
| 7 | 体育館、博物館、美術館、図書館、 ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳 場又はスポーツ練習場 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 2,000 m^2 又は A ₁ （注4） \geq 2,000 m^2 (学校に付属するものについては A $>$ 2,000 m^2) | |
| 8 | 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2） $>$ 500 m^2 又は A ₂ （注5） \geq 500 m^2 | |
| 9 | 事務所その他これに類するもの | 地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が 1,000 m^2 を超える建築物に限る】 | |

- (注1) 地階・ $F \geq 3$: 地階でその用途に供する部分が100㎡を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100㎡を超えるものをいう。
- (注2) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
- (注3) A_0 : 2階部分（避難階除く）の床面積の合計で、病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（注8）に限る。）の用に供するものに限る。
- (注4) A_1 : その用途に供する部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注5) A_2 : その用途に供する2階部分（避難階除く）の床面積の合計を示す。
- (注6) 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。
- (注7) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
- (注8) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：
一 助産施設、乳児院、障害児入所施設
二 助産所
三 盲導犬訓練施設
四 救護施設、更正施設
五 老人短期入所施設等
六 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
七 母子保健施設
八 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(2) 建築設備

| 用 途 | | 建築設備（注3） | |
|---|--|---|------------------|
| | | 用途に供する規模等 | 報告の時期 |
| 1 | 劇場、映画館又は 演芸場 | 地階・F \geq 3（注1）、 A（注2）>200m ² 又は主階が1階以外に あるもの | 毎年 7月～10月 |
| 2 | 観覧場（注4）、 公会堂又は集会場 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>200m ² | |
| 3 | 病院、診療所（注5）又は児童福 祉施設等 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ² | |
| 4 | ホテル又は旅館 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>300m ² | |
| 5 | 博物館、美術館、図書館、ホーリング 場、スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>2,000m ² | |
| 6 | 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、 カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊 技場、公衆浴場、待合、料理店、 飲食店又は物品販売業を営む店舗 | 地階・F \geq 3（注1）又は A（注2）>500m ² | |
| 7 | 事務所その他これに類するもの | 地階・F \geq 3（注1） 【階数が5以上で、延べ床面積が1,000 m ² を超える建築物に限る】 | |
| <p>（注1）地階・F\geq3 : 地階でその用途に供する部分が100m²を超えるもの又は3階以上の階でその用途に供する部分が100m²を超えるものをいう。</p> <p>（注2） A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。</p> <p>（注3） 建築設備 : [換気設備] ヒューズホルダー又は感知器連動ダンパーを設けたものに限る。政令第112条第16項の規定による。 : [排煙設備] 機械排煙に限る。 : [非常用の照明装置] 蓄電池別置型又は自家用発電装置を設けたものに限る。</p> <p>（注4） 観覧場 : 屋外に避難上有効に開放されているものを除く。</p> <p>（注5） 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。</p> | | | |

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。

(3) 防火設備

| 用 途 | | 防火設備（注2） | |
|-----|---|----------------------------|--------------|
| | | 用途に供する規模等 | 報告の時期 |
| 1 | 「(1) 特定建築物」 | 「(1) 特定建築物」に同じ | 毎年 7月～10月 |
| 2 | 病院、診療所（注3） 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（注4） | A（注1） $\geq 200\text{m}^2$ | |

(注1) A : その用途に供する部分の床面積の合計を示す。
(注2) 防火設備 : 随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く。）
(注3) 診療所 : 患者の収容施設があるものに限る。
(注4) 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途：
一 共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。）
二 助産施設、乳児院、障害児入所施設
三 助産所
四 盲導犬訓練施設
五 救護施設、更正施設
六 老人短期入所施設等
七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
八 母子保健施設
九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）の用に供する施設（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

※同一敷地内に2棟以上ある場合は、その合計面積ではなく、それぞれの棟ごとに上表に該当するか否かを判断し、棟ごとに報告してください。